

◎独立行政法人通則法の一部を改正する法律

(平成二二年五月二八日法律第三七号)

一、提案理由(平成二二年四月八日・衆議院総務委員会)

○原口国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付等について所要の規定を定めるものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、その不要財産を処分しなければならないとの一般原則を定めることとしております。

第二に、独立行政法人は、政府からの出資または支出に係る

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

不要財産については、遅滞なく、これを国庫に納付することとし、その不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、その納付に係る額により資本金を減少することとしております。

第三に、独立行政法人は、政府以外の者からの出資に係る不要財産については、出資者に対し、出資額の持ち分の払い戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならぬこととし、払い戻しの請求があつたときは、遅滞なく、請求された持ち分を出資者に払い戻すとともに、払い戻しをしたときは、その払い戻しに係る額により資本金を減少することとしております。

第四に、施行期日につきましては、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二二年四月一六日)

(本会議の会議録が未発行のため掲載できなかった。)

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年五月二日)

きものと決定いたしました。

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、事業仕分を踏まえた今後の独立行政法人改革の見通し、独立行政法人のガバナンスの在り方、不要財産の判定における客観性確保の必要性、福祉医療機構の医療貸付事業の拡充策、雇用・能力開発機構の職業訓練の在り方、住宅金融支援機構の債権証券化の懸念等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して磯崎陽輔理事、公明党を代表して澤雄二委員、日本共産党を代表して山下芳生委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべ